地方労働組合大会開催に関する指令。

第五回労働組合全国大会に於て可決されたる新規約には地方労働組合大会に関し次の如き条文がある

「地方労働組合は所属組合より選出されたる代議員を以て構成する地方大会を開き毎年一回定期に開催するものとす。但全国大会直後たることを要す」

大会を召集(開催)せねばならぬ、而して地方労働組合大会開催は其の特に注意すべきは地方大会は全国大会で決定された運動方針に基き各地方に於て闘争を具体化する方面にその努力を闘争の出発を準備する(事)催さるゝのだといはれてゐる

即ち各地方に於ては全国大会で決定された根本精神に立脚し地方的に特殊化された具体的問題を取り上げ之を大会の議題の基礎の材料としなければならぬ

財團 協調會

法人 協調會